



GES Immigration Alert

インドネシア

デロイト トーマツ税理士法人

2016年4月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

イミグレーションの最近の変更：ビザ免除に関する大統領令 2016 年第 21 号

(1) 概要

大統領令 2016 年第 21 号に基づき、2016 年 3 月 10 日付でインドネシア政府は 169 カ国の国民に対しインドネシアの訪問ビザを免除とした。当法令はビザ免除対象国をそれぞれ 45 カ国、90 カ国としていた 2015 年第 69 号(2015 年 6 月 10 日発行)およびその改正である 2015 年第 104 号(2015 年 9 月発行)に置き換わるものである。訪問ビザ免除の対象国の拡大により、インドネシアを訪問する観光客の拡大と経済の活性化が期待される。

(2) 変更点

当該新規定は相互主義および互惠主義の原則によるもので、ジャーナリズムについては例外となっている。ビザ免除の対象となる活動種類やイミグレーションのチェックポイント、インドネシアの入出国手続のガイダンスについては、省令にて規定される予定である。また、既に入国管理総局長はインドネシア全域のイミグレーションの管理官に、訪問ビザ免除対象国の入国目的に関するガイダンスを提示する目的で法務人権省長宛に回状を発行している。今回状にてビザ免除となる活動の種類は以下のとおりである。

- 観光
- 家族
- 社会
- 芸術文化
- 政府の任務
- 講演またはセミナーへの参加
- 国際展示会への参加
- インドネシアでの本社または代表事務所との会議への参加
- 他国へのトランジット

大統領令 2016 年第 21 号の詳細は、以下のとおりである。

NO	項目	内容
1.	訪問ビザ免除対象となる活動の種類	入国管理総局長回状によると次のとおり。 > 観光 > 家族 > 社会 > 芸術文化 > 政府の任務 > 講演またはセミナーへの参加 > 国際展示会への参加 > インドネシアでの本社または代表事務所との会議への参加 > 他国へのトランジット 留意点 当規定はジャーナリズム活動や教育目的は該当しない。
2.	必要条件	パスポートの残存期間が6カ月以上あり、訪問者が帰国または他国への渡航の航空券を保有していることを推奨。
3.	滞在期間	訪問ビザ免除での滞在期間は 30 日間。 ビザ免除期間の延長や他のタイプのビザへの変更は認められない。

訪問ビザ免除対象国は次頁を参照。

(3) デロイトのコメント

訪問ビザ免除対象国の拡大は、国際関係およびインドネシア経済にプラスの影響を与えることとなる。インドネシア経済にとって観光は重要な要素であり、重要な外貨収入源である。政府はインドネシアへの観光の促進に積極的である。当規定によりインドネシアの訪問者が増え、インドネシア経済に寄与することが期待される。

訪問ビザ免除対象国は次のとおり。

ビザ免除対象国一覧 大統領令 2016 年第 21 号							
1	アルバニア	44	エジプト	86	マダガスカル	128	サンマリノ
2	アルジェリア	45	エルサルバドル	87	マラウイ	129	サントメ・プリンシペ
3	アンドラ	46	イギリス	88	マレーシア	130	セネガル
4	アンゴラ	47	エストニア	89	モルジブ	131	セルビア
5	アンティグア・バーブーダ	48	フィジー	90	マリ	132	セーシェル
6	アルゼンチン	49	フィンランド	91	マルタ	133	シンガポール
7	アルメニア	50	フランス	92	マーシャル諸島	134	サウジアラビア
8	オーストラリア	51	ガボン	93	モーリタニア	135	南アフリカ
9	オーストリア	52	ガンビア	94	モーリシャス	136	韓国
10	アゼルバイジャン	53	グルジア	95	メキシコ	137	ソロモン諸島
11	バハマ	54	ドイツ	96	モルドバ	138	スロバキア
12	バーレーン	55	ガーナ	97	モナコ	139	スロベニア
13	バングラデシュ	56	グレナダ	98	モンゴル	140	スペイン
14	バルバドス	57	ギリシャ	99	モロッコ	141	スリランカ
15	ベラルーシ	58	グアテマラ	100	モザンビーク	142	スリナム
16	ベルギー	59	ガイアナ	101	ミャンマー	143	スワジランド
17	ベリーズ	60	ハイチ	102	ナンビア	144	スウェーデン
18	ベナン	61	ホンジュラス	103	ナウル	145	スイス
19	ブータン	62	ハンガリー	104	ネパール	146	台湾
20	ボリビア	63	香港	105	オランダ	147	タジキスタン
21	ボスニア・ヘルツェゴビナ	64	インド	106	ニュージーランド	148	タンザニア
22	ボツワナ	65	アイスランド	107	ニカラグア	149	タイ
23	ブラジル	66	アイルランド	108	ノルウェー	150	東ティモール
24	ブルネイ	67	イタリア	109	オマーン	151	トーゴ
25	ブルガリア	68	コートジボワール	110	パラオ	152	トンガ
26	ブルキナファソ	69	ジャマイカ	111	パレスチナ	153	トリニダード・トバゴ
27	ブルンジ	70	日本	112	パナマ	154	チュニジア
28	カンボジア	71	ヨルダン	113	バプアニューギニア	155	トルコ
29	カナダ	72	カザフスタン	114	パラグアイ	156	トルクメニスタン
30	カーボベルデ	73	ケニア	115	ペルー	157	ツバル
31	チャド	74	キリバス	116	フィリピン	158	ウガンダ
32	チリ	75	クウェート	117	ポーランド	159	ウクライナ
33	中国	76	キルギスタン	118	ポルトガル	160	アラブ首長国連邦
34	コスタリカ	77	ラオス	119	プエルトリコ	161	アメリカ合衆国
35	コモロ	78	ラトビア	120	カタール	162	ウルグアイ
36	クロアチア	79	レバノン	121	ルーマニア	163	ウズベキスタン
37	キューバ	80	レソト	122	ロシア	164	バヌアツ
38	キプロス	81	リヒテンシュタイン	123	ルワンダ	165	バチカン市国
39	チェコ	82	リトアニア	124	セントクリストファー・ネイビス	166	ベネズエラ
40	デンマーク	83	ルクセンブルグ	125	セントルシア	167	ベトナム
41	ドミニカ国	84	マカオ	126	セントビンセント・グレナディーン	168	ザンビア
42	ドミニカ共和国	85	マケドニア共和国	127	サモア	169	ジンバブエ
43	エクアドル						

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

本件に関する問い合わせ

Deloitte Indonesia ジャカルタ事務所

ディレクター 杉本 浩二 kojisugimoto@deloitte.com

シニアマネジャー 村山 大二 damurayama@deloitte.com

シニアマネジャー 長谷川 孝明 thasegawa@deloitte.com

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

新東京ビル5階

T e l : 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または"Deloitte Global")はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。